

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月5日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

本会議・委員会等インターネット映像配信サービス業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和12年1月31日まで

#### (4) 納入期限

令和7年1月31日

#### (5) 納入場所

入札説明書による。

#### (6) 入札方法及び入札書の記載方法

入札は紙入札により行う。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含めた金額）とし、その額は①サービス提供に必要な設備の導入に要する費用及び②サービスの提供に係る運用保守費用の総額とすること。また、併せて①及び②の費用の内訳を記載するとともに、課税事業者にあつては、内訳として消費税等の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のアからウまでのいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 情報処理サービスのシステム等開発・改良

イ 情報処理サービスのシステム等管理運営

ウ 情報処理サービスのASP

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の改札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

#### (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

#### (6) 本件調達公告に示した借入物品を1の（4）に定める納入期限までに入札説明書に定める納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、入札説明書別添本会議・委員会等インターネット映像配信サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）の8に定める保守を鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県議会事務局総務課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び借入物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857-26-7467

電子メール gikaisoumu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付方法

令和6年11月5日（火）から同月14日（木）までの間にインターネットの鳥取県議会ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/>）から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月5日（火）から同月14日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和6年11月22日（金）午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日（木）午後5時とする。

##### イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 議長応接室

### 5 入札者に要求される事項

#### (1) 入札者は入札書に案件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

#### (2) 本件入札に参加を希望する者の方法は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年11月14日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成にあたり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。また、この場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更することがある。